

岩手県告示第823号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年11月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釜石市唐丹町字本郷35・40の2・45・46・140の1・140の4・145の2・148の1・160の2（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、17の1、18、19の1、19の2、20の2、25の2、28の1、29、31、33、34の1、34の2、39の3、40の1、42の2、43の2、44、134の1、135の1、137の1、138の1、139のイ、140の3、143、144の2、145の1、145の3、162の1、字桜峠39の1（次の図に示す部分に限る。）、38の2、39の2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。